

手話パフォーマンス甲子園実行委員会設置運営要綱

(名称)

第1条 この会は、手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる社会を築くため全国初の手話言語条例を制定した鳥取県において手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）を開催し、全国の高校生が手話を使って様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話を身近なものとして理解してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、大会の円滑な実施及び運営を図るため、次の事業を行う。

- (1) 大会の企画、準備及び運営に関すること
- (2) その他大会の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 本会は、会長、委員及び監事で構成する。

2 会長は、鳥取県知事とする。

3 委員及び監事は、別表1に掲げる職にある者をもって充て、会長が委嘱する。

(職務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故のあるとき若しくは会長が欠けたとき又は会長が必要と認めるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代行する。

3 監事は、財務及び会計を監査する。

(任期)

第6条 会長、委員及び監事の任期は、2年とする。ただし、平成27年2月23日に委嘱する委員については平成29年3月31日までとし、再任を妨げない。

(報酬)

第7条 会長、委員及び監事の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会とする。

2 総会は、会長及び委員をもって構成する。

(議決事項)

第9条 総会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 大会開催計画並びに予算及び決算に関する事項
- (2) この設置運営要綱の改廃に関する事項
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

(運営及び議決)

第10条 総会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 総会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を総会に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

- 4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、総会に有識者及びその他関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(会長の専決処分)

第 11 条 会長は、総会を招集する時間のない場合、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(企画推進会議)

第 12 条 本会は、第 3 条の事業遂行上必要な専門的事項を企画、検討するため、企画推進会議を置く。

- 2 企画推進会議は、委員長及び委員で構成する。
- 3 企画推進会議の委員長は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長とする。
- 4 企画推進会議の委員は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充て、会長が委嘱する。
- 5 委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が、その職務を代行する。
- 6 第 6 条及び第 7 条の規定は、企画推進会議において準用する。この場合において、「会長、委員及び監事」とあるのは「委員長及び委員」と読み替えるものとする。
- 7 企画推進会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 8 第 10 条第 2 項から第 5 項までの規定は、企画推進会議において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「企画推進会議」に、「会長」とあるのは「委員長」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 9 前 8 項に定めるもののほか、企画推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 本会の事業実施及び運営に要する経費は、助成金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(予算及び決算)

第 16 条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第 17 条 本会の資産の管理は、会長がこれを行う。

(解散)

第 18 条 本会は、第 2 条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 本会が解散するときの収支決算において、剰余金が生じたときは、総会の議決を経て処理する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本会は清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは、なお存続するものとみなす。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

別表 1

実行委員及び監事（第 4 条関係）

役 職	所 属 ・ 役 職 名
委 員	一般財団法人全日本ろうあ連盟事務局長
	日本財団理事長
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会理事長
	全国手話通訳問題研究会鳥取支部長
	鳥取県商工会議所連合会会長
	鳥取県教育委員会教育長
	鳥取県福祉保健部長
監 事	鳥取県立鳥取聾学校事務長
	鳥取県会計管理者会会計局会計指導課長

別表 2

企画推進会議委員（第 12 条関係）

役 職	所 属 ・ 役 職 名
委 員	国立大学法人筑波技術大学（学長が指名した者）
	一般財団法人全日本ろうあ連盟 青年部長
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会（福祉・労働委員会委員長）
	鳥取県手話通訳士協会（会長が指名した者）
	全国手話通訳問題研究会鳥取支部（支部長が指名した者）
	鳥取県手話サークル連絡協議会（会長が指名した者）
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 常務理事
	鳥取県教育委員会 教育次長
	鳥取県高等学校長協会 会長
	鳥取県私立中学高等学校長会 会長
	鳥取県立鳥取聾学校長